

平成25年4月から建設工事等の工事等成績評定点の
「項目別評定内訳表」を検査合格決定時にお知らせします。

大阪府では、平成 23 年 7 月から工事等成績点をホームページで公表するなど、事業者の利便性の向上を図ってきましたが、近年の工事成績点への関心の高まりをふまえ、これまで求めに応じ開示してきた「項目別評定内訳表」を平成 25 年 4 月から検査合格書に添付してお知らせします。

項目別評定内訳表（例）

様式第1号(土木工事)				
項目別評定内訳表				
工事名称				
工事場所				
請負業者名				
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	
請負金額				円
完成年月日	平成 年 月 日	検査年月日	平成 年 月 日	
評価項目		評点		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／		3.3
	II. 配置技術者	／		4.1
2. 施工状況	管理	／		12.0
3. 創意工夫	I. 創意工夫	／		5.7
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／		5.2
7. 評定点計		／		100
8. 法令遵守等				
評定点合計		／		100

また、この評定結果に疑義がある場合には、これまでの説明請求に加えて、その回答に対する再説明請求を行い、大阪府入札監視等委員会（苦情処理等部会）の審議を受けることができるようになります。また、その結果はホームページで公表します。

このため、以下のとおり「大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領」及び「大阪府総務部契約局測量・建設コンサルタント等業務成績評定要領」を改正します。

工事等成績評定要領の改正概要

- (1) 「工事等成績評定点」の通知を合計点のみから項目別評定点の通知に改正
(第7条関係)

現行	<ul style="list-style-type: none">・検査合格書に成績評定点（合計）を記載し、通知。・受注者から要望があった場合は、項目別評定点内訳を開示していた。
----	---



改正後	<ul style="list-style-type: none">・現行の成績評定点（合計）を記載した検査合格書に加え、「項目別評定点内訳表」を添付し、通知。
-----	---

- (2) 再説明請求制度の創設（第9条関係）

現行	<ul style="list-style-type: none">・受注者が工事成績評定点に関して疑義がある場合は、「説明請求書」により質問。・大阪府は「大阪府総務部契約局競争入札審査会」に諮ったうえ、文書により回答。・この結果をホームページにて公表。
----	---



改正後	<ul style="list-style-type: none">・現行制度の回答がなされた後においても、なお成績評定に関して疑義がある場合、再度「再説明請求書」により質問。・大阪府は「入札監視等委員会」に諮ったうえ、審議結果をふまえて文書により回答。・この結果をホームページにて公表。
-----	--

- (3) 施行日

平成25年4月1日から施行し、同日以降検査するものから適用する。

※改正成績評定要領・様式集

- ・工事関係：[建設工事成績評定要領](#) [様式](#)
- ・委託関係：[測量・建設コンサルタント等業務成績評定要領](#) [様式](#)

大阪府総務部契約局
土木検査グループ TEL06-6944-6851
建築検査グループ TEL06-6944-6108
設備検査グループ TEL06-6944-6852